

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月20日に提起した情報不存在通知処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和3年12月6日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - ・熊取町が個人情報取扱事務において、病歴や障害又は虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実があるもののうち、本人以外の個人及び法人その他の団体が当該個人情報を目的外に利用し熊取町に提供した事実があるものの、当該個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書。「目的外に利用」とは個人情報の保護に関する法律に規定する内容つまり「個人情報を取り扱うに当たっての利用の目的の範囲を超えて個人情報を利用すること」と定義する。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊広第576号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和4年1月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

審査請求人は、以下の理由から、少なくとも保育課が所掌する個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）（以下「当該登録簿」という）及び藤本課長が熊取町長に届け出た本人以外からの個人情報収集届出書（以下

「当該届出書」という。)が情報公開請求の対象となる情報に該当すると考え、本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

(1) 町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務(以下「選定事務」という。)において、処分庁は応募事業者から児童病歴や障がいに関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報を収集している。なお、これらの個人情報を処分庁が収集したとの趣旨を担当課長が発言しており、この発言内容について、審査請求人と処分庁の双方の合意のもと双方で録音している。

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第17条において利用目的の特定について規定されているが、応募事業者が処分庁に提出した個人情報について、応募事業者が収集する利用目的に事業拡大すること(町立西保育所民営化移管先事業者募集要項に基づく提出書類として使用することを含む。)が含まれているとは到底考えられず、また、当然これらの個人情報が選定事務に応募するために新たに収集したものであるはずがないことから、応募事業者は、個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定により、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を得て当該個人情報を処分庁に提出していると考えられる。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 審査請求人は、少なくとも当該登録簿及び当該届出書が該当すると主張している。
- (2) 本件公開請求は、町全課に対して行われたものであることから、情報公開に関する総合調整の所管課において、当該情報の保有の有無について、全課を対象に照会を行った結果、全課該当がなかったため、情報不存在決定としたものである。
- (3) 審査請求人が主張する、保育課が所掌する当該登録簿と当該届出書についてであるが、本人以外の個人及び法人その他の団体が、本町へ目的外に個人情報を提供する場合には、当然に関係法令等を遵守しているものと考えている。
- (4) 個人や法人、その他の団体は、目的等にかかわらず、場合によっては罰則等を課されるリスクもあることから、当該行為に関係する法令等を遵守する義務を負っているため、請求に該当する登録簿や届出書は不存在とした。

第3 理由

1 情報公開審査会の判断

(1) 争点について

審査請求人は、熊取町が個人情報取扱事務において、病歴や障がい又は虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実があるもののうち、本人以外の個人及び法人その他の団体が当該個人情報を目的外に利用し熊取町に提供した事実があるものの、当該個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書が存在するはずだと主張している。

処分庁は、審査請求人が主張する、保育課が所掌する当該登録簿と当該届出書についてであるが、本人以外の個人及び法人その他の団体が、本町へ目的外に個人情報を提供する場合には、当然に関係法令等を遵守しているものと主張しており、目的外で収集したか否かが争

点である。

(2) 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、熊取町が個人情報取扱事務において、病歴や障がい又は虐待を受けた児童の個人情報を本人以外から収集した事実があるもののうち、本人以外の個人及び法人その他の団体が当該個人情報を目的外に利用し熊取町に提供した事実があるものの、当該個人情報を収集するために熊取町が使用した個人情報取扱事務登録簿と熊取町が作成した本人以外からの個人情報収集届出書である。

本件処分の審査にあたり、全庁に対し、情報不存在の確認調査を行った。調査は、どのような確認（調査）を行った結果、情報不存在という結論に至ったのか、確認（調査）方法と結果を記入するものであり、文書、電磁的記録すべて調査している。

本件対象文書に関して、処分庁の回答は、「不存在」という内容であり、総務課において再調査したところ、本件公開請求のような事実はないとの結果であったため、不存在決定は、妥当である。

2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、不存在決定は妥当であると判断する。よって、行政不服審査会第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年5月17日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。